

わくわく子育て ガイドブック



長 和 町

目 次

1 赤ちゃんが生まれるまで

妊娠の届出	- 1 -
妊娠中の健康管理	- 4 -
妊娠中の教室・相談	- 7 -

2 赤ちゃんが生まれたら

各種手当・申請手続き	- 9 -
産後のケア	- 16 -
赤ちゃんの健診・乳幼児教室	- 18 -
予防接種	- 22 -
子育て相談	- 23 -
仲間づくり・遊ぶ	- 25 -
子どもを預ける	- 27 -

3 保育園に入園するとき

保育園の利用	- 31 -
--------	--------

4 小学生への支援

各種手当・助成	- 33 -
放課後の居場所	- 35 -

5 中学生への支援

各種手当・助成	- 37 -
---------	--------

6 高校生への支援

各種手当・助成	- 39 -
---------	--------

7 ひとり親家庭への支援

手当・支援・相談	- 40 -
----------	--------

8 障がいのある子どもへの支援

手当・支援・相談	- 43 -
生活・自立等支援	- 45 -

9 その他の支援

- 48 -

10 急な病気や事故のとき

- 52 -



長和町イメージキャラクター
「なっちゃん」

1 赤ちゃんが生まれるまで

妊娠の届出

◆母子健康手帳の交付

●内 容

母子健康手帳は、妊娠の初期から小学校に入学するまでの間の母子の健康記録です。乳幼児健診や相談、予防接種をうけるときの、医療機関を受診するときは持参しましょう。

また、お母さんの妊娠・出産・子育てを応援するため、簡単なアンケートをお願いしています。

●届出先

長和町保健福祉総合センター

受付時間：月曜日～金曜日

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（祝日・土日曜日・年末年始除く）

●必要なもの

医療機関で発行された妊娠届出書

●その他

以下のお手続きをご案内します。

「妊婦のための支援給付申請」

申請者ご本人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）、
口座確認書類、印鑑をお持ちください。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆妊婦のための支援給付（1 回目）

●内 容

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近なところで相談に応じる妊婦等包括支援事業と、経済的支援を一体として実施する妊婦のための支援給付金を給付します。

●対象者

妊婦給付認定を受けた者

※保健師との面談後に申請書を記入していただきます。

●支給金額

妊婦 1 人あたり 50,000 円

●必要なもの

印鑑、申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）、申請者の振込口座が確認できるもの

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆ながの子育て家庭優待パスポートの交付

●内 容

18 歳未満の子どもがいる世帯に交付します。協賛店舗でカードを提示すると割引などの子育て支援サービスが受けられます。（妊婦さんも対象になります。）

18 歳未満のお子さんが3人以上いる世帯には、通常のパスポートで受けられるサービスに加えて更なるサービスを受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート」も交付しています。



協賛店舗検索サイト チアフルながの

<https://www.cheerful-nagano.com/child/passport/>



長野県公式 LINE アカウントを「友だち」追加し、利用登録すると LINE アプリでながの子育て家庭優待パスポートを利用することができます。

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆ながわ子育て応援アプリ BY【母子モ】

●内 容

お子さんが対象の健診や学級の日程のお知らせが届くほか、町の子育て情報や予防接種のスケジュール管理ができる便利なアプリです。



★ながわ子育て応援アプリ
母子モ



★長和町子育て支援サイト
(母子モご案内ページ)

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆産前産後期間の国民健康保険税減免（国民健康保険加入者）

●内 容

国保に加入している方が、妊娠4か月を超える出産（死産を含む）をするとき、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月（4か月）相当分（※）の所得割保険税と均等割保険税が、国民健康保険税の年額から減額されます。

※多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月（6か月）相当分

●必要なもの

- ・マイナ保険証又は長和町国民健康保険の資格確認書をお持ちの方は当該資格確認書
- ・産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ・母子健康手帳
- ・単胎妊娠および多胎妊娠の別がわかるもの
- ・出産後に届出を行う場合は、出生のわかるもの（出生届、母子健康手帳、死産等の場合は医師の証明書）

●その他

出産予定日の6か月前から届出ができます。

●お問合せ先 住民生活課 窓口保険係 ☎0268-75-2078

妊娠中の健康管理

◆妊婦一般健康診査受診票の交付

●内 容

母子健康手帳の交付と一緒に「妊婦一般健康診査受診票」をお渡ししています。赤ちゃんとお母さんの大事な健診ですので、定期的に健診を受けていきましょう。基本的な妊婦健康診査料は公費で負担します。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成

●内 容

低所得の妊婦に対し、妊娠の判定に係る初回の産科受診料の費用を助成します。

●対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦

●補助金額

上限 10,000 円

●必要なもの

- ・受診した医療機関が発行した初回産科受診の費用の額
- ・検査日、医療機関等の名称が記載された領収書と明細書
- ・振込口座がわかるもの

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆妊婦歯科検診

●内 容

妊娠中に自己負担なしで、歯科検診を受けることができます。

妊娠中は、つわりなどの体調の変化で丁寧な歯みがきが難しく、ホルモンバランスや食生活も変化するため、歯周炎やむし歯が進行しやすい時期です。妊娠中のお口のトラブルは、赤ちゃんに影響を及ぼすことがあります。歯科検診を受け、口の中の環境を整えて出産にのぞみましょう。

●対象者

町内に住所のある妊娠中の方

●補助回数

1 回

●受診費用

無料（引き続き治療が必要となった場合の費用は、自己負担となります。）

●実施医療機関

ながと歯科診療所 ☎0268-68-0010

和田歯科診療所 ☎0268-88-2217

●受診方法

実施医療機関に予約し、母子健康手帳をご持参の上受診してください。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆産前産後受診等交通費補助

●内 容

胎児、乳児に疾患等があり、遠隔地（片道 30 km以上）への受診が必要な場合、年間 20 回まで交通費（ガソリン代）を助成します。

●対象者

妊婦・出産直後より遠隔地への受診・入院が必要な新生児、乳児

●補助金額

ガソリン代…1 km＝30 円で換算した金額（自家用車で計測）

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆多胎妊婦健康診査費助成

●内 容

多胎を妊娠している妊婦で、通常の妊婦一般健康診査受診票の回数を超えて受診が必要な場合、追加で受診した健康診査の費用を助成します。

●対象者

多胎を妊娠しており、通常の妊婦一般健康診査受診票の回数を超えて健康診査を受けた方

●補助金額

1 回 5,000 円を上限

●補助回数

5 回まで

●必要なもの

- ・健診費用を証明する医療機関が発行した領収書及び明細書
- ・母子健康手帳

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

妊娠中の教室・相談

◆不妊検査費用補助

●内 容

夫婦がともに受けた不妊に関する検査費用の一部を補助します。

●補助金額

上限 25,000 円（夫婦合算）

●補助の回数

一組の夫婦につき 1 回

※補助の対象となる不妊検査費には条件がありますので、お問合せください。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆不妊治療（先進医療）費用補助

●内 容

不妊治療の保険適用外の治療のうち、保険診療と併用可能な「先進医療」に関する費用の一部を補助します。

●補助金額

先進医療費分自己負担額の 2 分の 1（上限 5 万円）

●補助の回数

40 歳未満：6 回まで

40 歳～43 歳未満：3 回まで

※補助の対象となる不妊治療費には条件がありますので、お問合せください。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆不育症治療費補助

●内 容

不育症治療を受けている夫婦の治療費の一部を助成します。

●補助金額

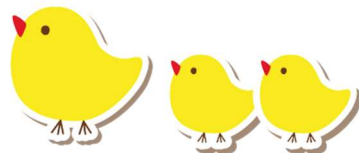
不育症治療費の自己負担額から県の不育症治療助成金の支払額を除いた金額の2分の1の金額。（上限：20万円）

●補助の回数

5回まで

※補助となる不育症治療費には条件がありますので、お問合せください

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494



2 赤ちゃんが生まれたら

各種手当・申請手続き

◆出生届

●内 容

赤ちゃんが生まれた日を含めて 14 日以内に届出をしてください。

●必要なもの

出生証明書（医師か助産師が記入したもの）・印鑑・母子健康手帳

●その他

以下のお手続きをご案内します。

「子育て応援給付金」「子育て応援ごみ袋」「児童手当」「福祉医療」「新生児訪問」

※口座確認書類、印鑑、健康保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格証明書、マイナポータルの画面提示等）、個人番号がわかる書類をお持ちください。

●お問合せ先 住民生活課 窓口保険係 ☎0268-75-2073



◆出産育児一時金（国民健康保険加入者）

●内 容

国保に加入している方が、妊娠4か月を超える出産（死産を含む）をされたとき、出産育児一時金が支給されます。

●支給金額

500,000 円

（産科医療保障制度対象外の医療機関で出産の場合は、488,000 円）

●必要なもの

- ・ マイナ保険証又は長和町国民健康保険の資格確認書をお持ちの方は当該資格確認書
- ・ 振込口座のわかるもの（通帳等）
- ・ 医療機関が発行した領収書および明細書
- ・ 直接支払制度利用の有無が記載された合意文書の写し
- ・ 出生のわかるもの（出生届、母子健康手帳、死産等の場合は医師の証明書）

●その他

直接支払制度を利用した場合は、長和町国保が直接医療機関等に出産育児一時金を支払います。

●お問合せ先 住民生活課 窓口保険係 ☎0268-75-2078

◆子育て応援給付金（出生）

●内 容

新たな町民の誕生を祝し、また子育て世帯の経済的負担を軽減するため給付金を交付します。

●対象者

町内に住所がある方で、出産により町民となった新生児を養育されている方

●支給金額

第 1 子の場合…30,000 円

第 2 子の場合…50,000 円

第 3 子の場合…100,000 円

第 4 子以上の場合…200,000 円

●必要なもの

- ・印鑑
- ・申請者の振込口座の確認ができるもの

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆子育て応援ごみ袋支給

●内 容

2 歳未満の乳幼児を養育されている方にオムツ用ごみ袋として指定ごみ袋（中袋）を配付します。

●支給枚数

2 歳までのお子さん 1 人につき月 5 枚

●支給対象期間

2 歳の誕生月の前月まで

●必要なもの

印鑑

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆児童手当

●内 容

高校 3 年生年代までの児童を養育されている方に支給します。

●支給月額

3 歳未満…15,000 円 （第 3 子以降）30,000 円

3 歳～高校生年代…10,000 円（第 3 子以降）30,000 円

◇多子加算（第3子以降）の算定対象について◇

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した後 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあって、親等に監護・経済的負担等がある場合は、多子加算の算定対象となります。

- ・申請者の健康保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格証明書、マイナポータル画面提示等）
- ・申請者の振込口座が確認できるもの
- ・個人番号がわかるもの（申請者と配偶者のもの等）

★必要に応じて提出する書類があります。

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆福祉医療費の給付（乳児・児童・障がい児）

●内 容

18 歳までのお子さんの通院・入院医療費の自己負担分を助成します。医療機関の窓口で「福祉医療受給者証」を提示することにより、自己負担分（保険適用分）の支払いが不要となります。

※保険適用外の費用については助成の対象となりません。

●必要なもの

- ・健康保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格証明書、マイナポータル画面提示等）
- ・印鑑
- ・申請者の振込口座が確認できるもの

●お問合せ先 保健福祉課 福祉係 ☎0268-75-2074

◆新生児聴覚検査費用補助

●内 容

出生後、病院等で実施した聴覚検査の費用を補助します。

●対象者・対象検査

町内に住所がある新生児で、出生後初めて受けた検査

●補助金額

新生児聴覚検査の費用（上限があります）

●必要なもの

- ・新生児聴覚検査受検票（母子健康手帳発行時にお渡しします）
※新生児聴覚検査を受ける医療機関に提出をお願いします。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆乳児 1 か月健診費用補助

●内 容

病院等で実施した 1 か月健診の費用を補助します。

●対象者

町内に住所がある乳児で、生後 28 日～6 週に満たない者

●補助金額

乳児 1 か月健診の費用（上限があります。）

●必要なもの

- 1 か月児健康診査受診票（母子健康手帳発行時にお渡しします）
※乳児 1 か月健診健診を受ける医療機関に提出をお願いします。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆妊婦のための支援給付（2回目）

●内 容

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近なところで相談に応じる妊婦等包括相談支援事業と、経済的支援を一体として実施する妊婦のための支援給付（2回目）を給付します。

●対象者

妊婦給付認定を受けた者

※新生児訪問時に申請書を記入していただきます。

流産・死産等も対象になります。

●支給金額

妊婦給付認定を受けた者が妊娠している子どもの人数×50,000 円

●必要なもの

- ・印鑑
- ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- ・申請者の振込口座が確認できるもの

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆未熟児養育医療の給付

●内 容

特定医療機関で診療を受けた場合で、出生体重が 2,000 g 以下であるなど身体の発育が未熟なまま生まれたため、医師が入院を必要と認めた乳児の治療費の一部を助成します。

●必要なもの

- ・お子様の健康保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格証明書、マイナポータルの画面提示等）
- ・印鑑、養育医療意見書
- ・福祉医療費受給者証
- ・申請者の振込口座が確認できるもの
- ・マイナンバーカードもしくはマイナンバー通知カード（世帯全員分）

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

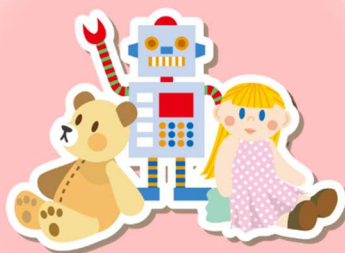
●内 容

小児慢性特定疾患医療制度の認定を受けた児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障がある人に対し、日常生活用具を給付します。

●必要なもの

- ・健康保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格証明書、マイナポータルの画面提示等）
- ・印鑑
- ・申請者の振込口座が確認できるもの

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494



産後のケア

◆子育て支援施設「ゆりかご」

●内 容

出産後のお母さんが、赤ちゃんと一緒に生活し、育児に関する支援を受けながら、心身の回復を図ることができます。

●対象者

本人または家族が長和町・上田市にお住まいの方

●利用期間

ゆりかご（上田市立産婦人科病院内） 平日 午前9時～午後4時半

●利用料金

1日 3,050 円（食事代別）

●申込方法

利用日が決まりましたら、上田市子育て・子育て支援課へ電話で予約し、申込書類を提出してください。

※予約前に施設の下見をお勧めします

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069
上田市子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

◆産後ショートステイ・産後デイケア

●内 容

出産後のお母さんと赤ちゃんを助産師がサポートします。
分娩施設を退院した後、赤ちゃんのいる生活に不安や困難を感じる方、助産師による授乳や育児の支援が受けられます。

●対象者

出産後 5 日目以降 出産後 1 年まで

●利用料金

ショートステイ・デイケアともに利用料金の 2 割（残りの 8 割は町が負担します）
ショートステイ・デイケア合わせて最大 6 回まで
※食事、ミルク代、おむつ代は自己負担

●申込方法 保健福祉課 健康づくり係までご連絡ください。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆産婦健診

●内 容

産後は育児中心の生活に変化することからストレスがたまりやすく、ホルモンのバランスの変動もあり精神的にも不安定になることもあります。
産後の体調変化に早く気づくために、産後 2 週間、1 ヶ月健診が公費で受けられます。
受診券は、母子健康手帳発行時にお渡しします。

●対象者

出産後の産婦

●利用料金

無料

●申込方法

産後 2 週間、産後 1 ヶ月健診を受けようとする医療機関に予約してください

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

赤ちゃんの健診・乳幼児教室

◆新生児訪問

●内 容

お子さんが生まれると、保健師がご家庭に訪問し、赤ちゃんの体重を測ったりお母さんの健康状態をお聞きします。
また、予防接種や健診・教室等についてもお話させていただきます。

●訪問方法

出生届を提出されたときに、記入していただく新生児訪問依頼書により保健師が連絡を取り、訪問します。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆乳児健診

●内 容

身体計測・問診・内科診察・個別歯科相談・個別栄養相談・育児相談などお子さんの月齢に合わせた健康診査をします。

●健診の時期

4 か月児健診・7 か月児健診・10 か月児健診

★ブックスタート事業により、4 か月児健診のときに5種類の本の中から2冊をプレゼントしています。お話たまごの会の方による読み聞かせも行っています。

●会 場

長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆育児学級（離乳食講習会）

●内 容

これから離乳食が始まるお子さん、現在離乳食を進めているお子さんの離乳食の進め方等のお話と試食・身体計測・個別相談等

●対象者

- ・3～5 か月のお子さんを持つお母さん（育児学級：前期）
- ・7～8 か月のお子さんを持つお母さん（育児学級：中期）

★育児学級（中期）のときにセカンドブックをプレゼントしています。

●会 場

長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆股関節健診

●内 容

赤ちゃんの股関節に異常がないか、整形外科医が診察を行います。

●対象者

- ・3 か月～5 か月児 ※乳児健診と合わせて行います。

●会 場

長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆ 幼児健康相談

●内 容

身体計測・離乳食から幼児食への移行のお話・歯のお話・個別歯科相談（フッ素塗布等）・育児相談

●対象者

・1歳0か月～1歳3か月児

●会 場

長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆ 1歳6か月児健診

●内 容

身体計測・問診・内科診察・歯科診察・個別歯科相談（フッ素塗布等）・個別栄養相談・育児相談

●対象児 1歳6か月～1歳8か月児

●会 場 長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆ 2歳児歯科健診

●内 容

身体計測・問診・歯科診察・個別歯科相談（フッ素塗布等）・栄養相談・育児相談

●対象児 2歳～2歳2か月児

●会 場 長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆2歳6か月児歯科健診

●内 容

身体計測・問診・歯科診察・個別歯科相談（フッ素塗布等）・栄養相談・育児相談

●対象児 2歳6か月～2歳8か月児

●会 場 長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆3歳児健診

●内 容

身体計測・問診・内科診察・歯科診察・眼科診察・個別歯科相談（フッ素塗布等）・個別栄養相談・育児相談

●対象児 3歳0か月～3歳3か月児

●会 場 長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

予防接種

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力（免疫）は、ほとんど自然に失われてしまいます。予防接種は、赤ちゃんを病気から守り、感染症の流行を防ぐためのものです

◆【定期予防接種】

予防接種の種類	対象者	接種回数
BCG（結核）	1歳まで	1回
五種混合（ジフテリア・破傷風・百日ぜき・ポリオ・Hib感染症）	生後2か月から	4回
麻疹・風しん（1期）	2歳までに	1回
麻疹・風しん（2期）	保育園年長児	1回
水痘（水ぼうそう）	1歳から3歳未満	2回
日本脳炎	3歳から	4回
小児用肺炎球菌感染症	生後2か月から	4回
B型肝炎	1歳まで	3回
二種混合	11歳以上13歳未満	1回
ロタウイルス	生後2ヶ月から	2回もしくは3回
子宮頸がん	中学1年～高校1年	2回もしくは3回

◆【任意予防接種】

予防接種の種類	備考
季節性インフルエンザ	公費で一部負担します（自己負担1,000円）接種をご希望の際は各医療機関にお問い合わせください。
おたふくかぜ	公費の負担はしていません。接種をご希望の際は各医療機関にお問い合わせください。

●必要なもの

- ・母子健康手帳・予診票（事前に送付）
- ・住所のわかるもの（マイナンバーカード等）

●その他 医療機関に予約してから接種してください。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

子育て相談

◆健康相談

●内 容

身体計測・育児相談・離乳食・幼児食の栄養相談などに応じています。
お気軽にご相談ください。

●日 時

毎週月曜日 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで

●会 場

長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆子育て相談

●内 容

公認心理師が個別で相談に応じています。お子さんとの関わりについて気になることや心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

●対象者

就学前のお子さんがある保護者

●相談回数

年間 12 回（予約制）

●会 場

長和町保健福祉総合センター

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆オンライン相談

●内 容

来所が難しいが相談をしたい場合、オンラインで相談ができます。（予約制）

●対象児

妊娠中の方、乳幼児の保護者

●相談方法

オンライン相談をご希望の場合は、健康づくり係へお問い合わせください。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494



仲間づくり・遊ぶ

◆子育て支援センター

子育て支援センターは、主に就学前の子育て中の親子が自由に遊んだり、交流できる場所です。

保育士が常駐していますので、子育ての相談等もできます。

「もう一つのおうち」と思ってお気軽にお出かけください。

●利用時間

★子育て相談

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（月～金）予約は不要です。

★子育てひろば

ご利用時間		
月・火・木・金	9：30～12：00	13：30～16：00
水	9：30～16：00 ※11：30～13：00 はランチの時間	
第1土曜日 ※変更となる場合があります。	9：30～12：00	

●教室・講座等 ※内容が変更になる場合があります。

教室・講座等	内 容
絵本の日	毎週月曜日 11：00 頃 絵本の読み聞かせや手遊びを行います。
保健師の日	毎週水曜日 子育ての心配ごとなど、お気軽にご相談ください。
理学療法士の日	毎月第1火曜日 10：00～12：00 腰痛や肩こり、産後のからだの悩みなどママのからだ相談日です。抱っこ姿勢のチェックなどパパもどうぞ！
教室・講座・イベント	運動あそび・工作・クリスマス会・お別れ会などのイベント等、年間を通じて行っています。



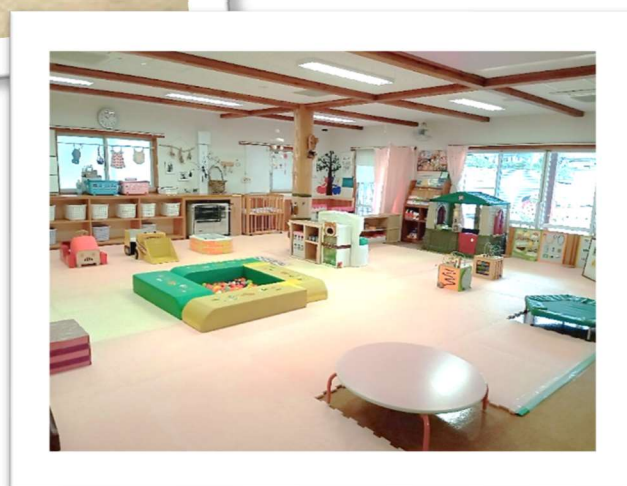
日々の様子やイベント情報をインスタグラムで発信しています。



長和町子育て支援サイト
(子育て支援センターのご案内)

●お問合せ先 保健福祉課

長和町子育て支援センター ☎0268-71-0903



子どもを預ける

◆一時保育（預かり）

●内 容

保護者の仕事や病気、冠婚葬祭などで、家庭で保育ができないときに、一時的にお預かりします。

●対 象

保育園や幼稚園等に在園していない満 1 歳以上の児童（他町村の方も利用できます）

●利用料

区 分	3歳以上児	3歳未満児
4時間未満	600 円	1,200 円
4時間以上8時間以下	1,200 円	2,400 円

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆支え合いサポートながわ子育てボランティア「おひさま」

●内 容

子育て中のお父さん・お母さんのお手伝いをします。「体調が悪いので病院へ行きたい」「ちょっと外出したい」「自分の時間が欲しい」時などに、お子さんをお預かりします。

●対象となる方

町内の方であればどなたでも利用できます。

●利用時間

月曜日から金曜日まで 午前 9 時 30 分から午後 4 時（原則）

※利用日・利用時間については、対応できる場合もありますのでお気軽にご相談ください。

●お 礼 1 時間 500 円（直接ボランティアの方にお渡しください。）

●お問合せ 長和町社会福祉協議会支え合いサポート ☎0268-88-3810
長和町社会福祉協議会 ☎0268-88-3069

◆子育てサポート利用料補助

●内 容

地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい方からなる会員組織で実施する相互援助活動を受けたときにお支払いをした利用料の一部を補助します。

●対象者

町内に住所があり、居住している方で地域の相互援助活動を利用された方

●補助金額

子ども1人につき利用料の5分の2の額

※1ヵ月を単位に5千円を限度とします。ただし、生活保護世帯・児童扶養手当受給者・非課税世帯は、1万円を限度とします。

●対象となる活動

子どもの預かり等（年度末の年齢が18歳までの児童）

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆家庭保育保護者支援補助金

●内 容

保育園に在籍しない満3歳以下のお子さんが一時保育等を利用したときにお支払いをした利用料の一部を補助します。

●対 象

保育園に在籍しない年度末年齢満3歳までのお子さんの保護者等

●対象となる事業

一時保育、支え合いサポート

●補助金額 ※年間（4月～翌年3月）の利用回数により補助額が決まります。

年間の利用回数	補助上限額
1回	1,500円
2回	3,000円
3回	4,500円
4回以上	6,000円

※利用料が補助上限額に満たない場合は、負担した利用料を補助します。

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆病児保育

●内 容

病気治療中または回復期にあるお子さんを一時的にお預かりする上田市 2 ヲ所にある「病児保育センター」を長和町にお住まいのお子さんも利用することができます。

●対象児童

町内在住のお子さん

上田病院 ： 生後6ヶ月～小学校3年生

丸子中央病院： 1 歳～小学校 3 年生

●開所時間

月曜日～金曜日 午前8時～午後5時まで

※祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。

●利用期間

連続7日間まで利用可（施設の休日を含む）

●利用料金

1 人 1 日 1,000 円 ※ただし、医師による診断書は別に必要。

●定 員

各病児保育センター 1 日 6 人

●利用方法

事前の登録が必要です。

●事前登録先

保健福祉課子育て支援係 または 各病児保育センター

●予約先

上田病院

月～金 午前8時～午後5時 病児保育センター ☎0268-22-6117

土・日 午前9時～午後5時 上田病院 ☎0268-22-3580

丸子中央病院

月～金 午前8時～午後5時 病児保育センター ☎0268-75-6374

※原則として、利用希望日の前日までに電話予約が必要です。

●利用の手順

事前登録→病児保育の希望→病児保育センターへ仮予約の電話→医療機関で「診療情報提供書」の発行を受ける→病児保育センターへ予約確定の電話→利用

●必要なもの

- ・保険証及び福祉医療費受給者証
- ・かかりつけ医発行の診療情報提供書
- ・母子手帳
- ・現在処方されている薬（説明書も一緒に）等

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

上田病院病児保育センター

上田市中央一丁目4番10号
☎0268-22-6117



丸子中央病院病児保育センター

上田市中丸子1771番地1
☎0268-75-6374



3 保育園に入園するとき

保育園の利用

保育園は、保護者が仕事や病気などのため、家庭で保育のできないお子さんを保育する施設です。

●対象者

1 歳から就学前までの乳幼児

●入園の条件

保護者（両親）の双方が、就労や傷病、介護等により家庭で保育ができないと認められた場合

●保育料（利用者負担額）

0～2 歳児クラスの保育料は、世帯の市町村民税によって、20 階層に分かれています。標準時間保育と短時間保育で金額が異なります。4 月から 8 月までは、前年度の市町村民税額、9 月以降は、現年度の市町村民税額により算定します。

●保育料の軽減と副食費の無償化

- ・町独自の子育て支援策として、町内に住民票がある方については、3 歳以上児クラスの子どもの副食費を無償としています。
- ・同時入園、単独入園に関わらず、世帯の第 2 子の保育料は 6 割軽減、世帯の第 3 子以降の保育料は無償になります。

★ひとり親等の特例★

世帯の第 1 子の保育料は 6 割軽減、第 2 子以降の保育料は無償です。

更に市町村民税所得割合算額が、77,101 円未満の世帯の第 1 子の保育料を軽減します。

★低所得世帯の特例★

市町村民税所得割合算額が、57,700 円未満の世帯の第 1 子の保育料は 6 割軽減、第 2 子以降の保育料は無償になります。

●通園バス

児童を送迎する通園バスを運行しています。利用料は無料です。

（2 歳児クラス以上の園児が利用可能）

●利用時間

区分	保育標準時間	保育短時間	備考
平 日	7 時 30 分～18 時 30 分	8 時 15 分～16 時 15 分	
土曜日 (希望保育)	7 時 30 分～18 時 30 分	8 時 15 分～16 時 15 分	ながと保育 園にて実施

※保育標準時間：保護者のいずれもがフルタイム就労等をしている

※保育短時間：保護者のいずれかがパートタイム就労等している

●延長保育

区分	認定区分	延長保育時間	利用料
平 日	保育標準時間	18 時 30 分～19 時 15 分	1 回/100 円
	保育短時間	7 時 30 分～8 時 15 分	1 回/100 円
		16 時 15 分～19 時 15 分	1 H/100 円
土曜日（希望保育）	保育標準時間	延長保育なし	
	保育短時間	早朝・延長保育なし	



☆長和町ホームページ（入園手続きについて）

https://www.town.nagawa.nagano.jp/kosodate_kyoiku/hoiku_kodomo_yochien/1077.html



ながと保育園
長和町長久保 507-1



和田保育園
長和町和田 1792

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係
ながと保育園
和田保育園

☎0268-75-2069

☎0268-68-2372

☎0268-88-2113

4 小学生への支援

各種手当・助成

◆子育て応援給付金

小学校等の就学準備などに係る経済的負担を軽減するため給付金を交付します。

●対象者

町内に住所がある方で、小学校等に入学した児童（3月末日の年齢が7歳になる児童）を養育している方

●交付金額

児童 1 名につき 30,000 円

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆就学援助制度

●小学校に入学するとき

経済的な理由により、小学校の入学準備に要する新入学の学用品について、お困りの保護者の方に援助を行っています。

入学後、就学援助制度の申請を行い対象となる方が対象となります。

●小学校の学校生活に関する費用

経済的理由により、小学校へ就学することが困難と認められる児童の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助します。

●対象者

生活保護を受けている方

※教育扶助等学校生活に関する費用の支給を受けている方は対象になりません。

生活保護に準ずる程度に生活に困窮されている方

●お問合せ先 教育課 学校教育係 ☎0268-68-2127

◆漢字検定受験料補助

●内 容

学力向上を目的に漢字検定の受験を推奨しています。受験に係る費用の一部を援助しています。

●対象者

町内の住所を有する児童

●補助金額

児童 1 人につき 1,000 円の補助

●お問合せ先 教育課 学校教育係 ☎0268-68-2127

◆小学校給食費無償

●内 容

小学校在学中の児童の給食費を無償としています。

●対象者

町内に住所を有する児童

●お問合せ先 教育課 学校教育係 ☎0268-68-2127

放課後の居場所

◆児童館

●内 容

児童に健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにする施設です。遊戯室や図書室もあり、専任の児童厚生員が指導にあたっています。

●名称・所在

長和町長門児童館 長和町長久保 457-1 （長和町ふれあい館内）

●利用できる方

3歳から 18 歳未満であればだれでも利用できます。

また、子育ての不安や悩みを抱えている保護者や就学前のお子さんの、親子の交流の場としても開放しておりますので、お気軽にご利用ください。

●開館時間

- ・月曜日から金曜日まで 午前 10 時～午後 5 時まで
- ・土曜日・学校休校日 午前 9 時～午後 5 時まで

●休館日

日曜日、国民の祝日、年末年始、お盆（13 日～16 日）

●お問合せ先 保健福祉課 人権男女共同参画係 ☎0268-68-4400

◆放課後児童クラブ

●内 容

放課後、家に帰っても保護者が家にいない小学生を、保護者がお迎えに来るまでお預かりする施設です。

児童厚生員とともに様々な学年の児童と一緒に遊んだり、宿題をしたりしています。仲間を通じて心と体を豊かに育む施設です。

●名称・所在

名称	住所	電話番号
長門児童クラブ	長和町長久保 457-1 (長和町ふれあい館内)	0268-68-4400
和田児童クラブ	長和町和田 1 4 8 2-2 (和田老人福祉センター内)	0268-88-2027

●利用できる方

保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生

●開館時間

- ・登校日：下校時～午後7時まで
- ・土曜日・学校休校日：午前8時～午後6時まで

●休館日

日曜日・国民の祝日・年末年始・お盆（13日から16日）

●利用料

無料 ※間食費や教材費は保護者の負担となります。

●申込先

長和町長門ふれあい館

●お問合せ先 保健福祉課 人権男女共同参画係 ☎0268-68-4400

5 中学生への支援

各種手当・助成

◆子育て応援給付金

●内 容

中学校等就学準備などに係る経済的負担を軽減するため給付金を交付します。

●対象者

町内に住所がある方で中学校等に入学した生徒（3月末日の年齢が13歳の生徒）を養育している方

●交付金額

生徒1名につき50,000円

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆就学援助制度

●中学校に入学するとき

経済的な理由により、中学校の入学準備に要する新入学の学用品について、お困りの保護者の方に援助を行っています。

入学後、就学援助制度の申請を行い対象となる方が対象となります。

●中学校の学校生活に関する費用

経済的理由により、中学校へ就学することが困難と認められる生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助します。

●対象者

生活保護を受けている方

生活保護に準ずる程度に生活に困窮されている方

●申請先

就学している学校

●お問合せ先 教育課 学校教育係 ☎0268-68-2127

◆自転車購入費補助

●内 容

通学等に使用する自転車購入費の助成をします。

●対象者

自転車通学区域の生徒

長期休暇中の部活動のために使用する生徒（学校長の許可が必要）

●補助金額 自転車購入費の額（15,000 円を上限とする）

●お問合せ先 教育課 学校教育係 ☎0268-68-2127

◆中学校給食費無償

●内 容 中学校在学中の生徒の給食費を無償としています。

●対象者 町内に住所を有する生徒

●お問合せ先 教育課 学校教育係 ☎0268-68-2127

◆中学校通学費補助

●内 容

町内に住所を有し、依田窪南部中学校及び立科中学校以外の中学に通学する生徒の保護者の負担を軽減するため、通学費の助成をします。

●補助金額

地域区分	助成金額			
	丸子地域	立科地域	その他地域	下宿・入寮等
長和町内 （下記の地区を除く）	3,500 円	4,000 円	8,000 円	10,000 円
小茂谷・鷹山・姫木・美し 松・唐沢・男女倉地区	5,500 円	6,000 円	10,000 円	10,000 円

●お問合せ先 教育課 学校教育係 ☎0268-68-2127

6 高校生への支援

各種手当・助成

◆高等学校通学費等補助

●内 容

高等学校、国立長野工業高等専門学校及び養護学校高等部に通学する生徒の保護者の負担を軽減するため、通学費の助成をします。

●補助金額

地域区分	助成金額			
	丸子地域	立科地域	その他地域	下宿・入寮等
長和町内 (下記の地区を除く)	3,500 円	4,000 円	8,000 円	10,000 円
小茂谷・鷹山・姫木・美し 松・唐沢・男女倉地区	5,500 円	6,000 円	10,000 円	10,000 円

●お問合せ先 教育課 学校教育係 ☎0268-68-2127

◆奨学金制度

●内 容

経済的な理由により修学が困難と認められる高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学または大学に在学している学生に対して無利子で奨学金を貸与します。

●貸与金額 ★募集受付期間は、毎年 4 月中です。

区分	月額
高校及び高等専門学校	25,000 円または 35,000 円
大学、短期大学及び専修専門学校等	40,000 円または 50,000 円

※貸与金額が選択できるようになりました。

●お問合せ先 教育課 学校教育係 ☎0268-68-2127

7 ひとり親家庭への支援

手当・支援・相談

◆児童扶養手当

●内 容

父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として児童手当が支給されます。

●対象となる子ども

18 歳に到達した日以降の最初の 3 月 31 日までの児童
一定の障がい状態にある 20 歳未満の者

●手当（月額） 令和 6 年 4 月～

区分	月額	第 2 子以降加算額 1 人につき
全部支給	46,690 円	11,030 円
一部支給	所得に応じ 46,680 円～11,010 円	所得に応じ 11,020 円～5,520 円加算

●必要なもの

- ・印鑑
- ・個人番号がわかるもの（申請者及び対象児童）
- ・申請者と対象児童の戸籍謄本
- ・基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）
- ・申請者の振込口座が確認できるもの

●お問合せ先 保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆母子父子寡婦福祉資金貸付

●内 容

ひとり親家庭等の自立の支援や子どもの就学等に必要な資金の貸付けを無利子または低利子で行っています。

●貸付の種類

事業開始資金・事業継続資金・就学資金・修業資金・就学支度資金・技能習得資金・生活資金・医療介護資金・就職支度資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金

●お問合せ先 小県福祉事務所母子・父子自立支援員 ☎0268-25-7123

保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

◆福祉医療費の給付

●内 容

通院・入院医療費の自己負担分を助成します。

※18歳までのお子さんについては、医療機関での自己負担額（保健摘要分）の支払いが不要となります。

保険適用外の費用については助成の対象とはなりません。

●対象者

- ・18歳未満の児童または18歳以上20歳未満の高等学校等に在学、若しくは在学中の子を扶養している方
- ・扶養されている18歳未満の児童

●所得制限

児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準の方

●必要なもの

- ・健康保険証情報が確認できるもの（資格確認書、資格証明書、マイナポータルの画面提示等）
- ・印鑑
- ・申請者の振込口座が確認できるもの

●お問合せ先 保健福祉課 福祉係 ☎0268-75-2074

◆長和町母子・父子会

●内 容

親子が明るく健やかに生活ができるよう、ひとり親同士の交流や助け合いを目的としています。

年に2回旅行を実施しています。

●対象者

19歳未満の子をもつひとり親家庭

●年会費

年間 1,000 円

●お問合せ先 長和町社会福祉協議会

長和町母子・父子会事務局 ☎0268-88-3810

◆ひとり親家庭の各種相談窓口

小県福祉事務所の母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の皆さんが抱えている様々な悩み事についての相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

★母子・父子自立支援員とは・

ひとり親の生活などの心配ごとや児童の修学・就職問題など自立に必要な情報提供、相談指導等を行う事を職務としています。

●お問合せ先 小県福祉事務所 母子・父子自立支援員 ☎0268-25-7123

保健福祉課 子育て支援係 ☎0268-75-2069

8 障がいのある子どもへの支援

手当・支援・相談

◆特別児童扶養手当

●内 容

精神または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を養育されている方に支給されます。

※所得等が一定額を超える場合は支給されません。

●対象者

在宅の児童で、身体障害者手帳 1 級～3 級程度の児童、療育手帳 A・B 程度の児童または精神障害のある児童

●支給額（月額）令和 7 年 4 月～

1 級：56,800 円 2 級：37,830 円

●必要なもの

- ・印鑑
- ・障害手帳の写し（お持ちの方）
- ・個人番号がわかるもの
- ・戸籍謄本
- ・診断書（特別児童扶養手当用）
- ・本人確認書類（運転免許証等）

★必要に応じて提出する書類があります。

●お問合せ先 保健福祉課 福祉係 ☎0268-75-2074

◆障害児福祉手当

●内 容

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20 歳未満）に支給されます。

※所得等が一定額を超える場合は支給されません。

●対象者

在宅の児童で、日常の生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の重度障がい児

●支給額（月額）令和7年4月～

16,100 円

●必要なもの

- ・印鑑
- ・所定の診断書
- ・所得状況届
- ・通帳の写し（手当を受けたい児童名義の通帳の写し）

★必要に応じて提出する書類があります。

●お問合せ先 保健福祉課 福祉係 ☎0268-75-2074

生活・自立等支援

◆生活・介護・医療支援

●内 容

地域で安心して暮らせるように障がいのある児童とその家族を支援するための福祉サービスがあります。

【生活支援】

名称	サービス内容
行動援護	外出に限らず日常生活などあらゆる行動の際に生じる危険を回避するための支援を行います。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある方を対象に、円滑に外出できるよう支援します。
日中一時支援	障がいのある方の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や休息時間を取れるよう支援します。
心身障害児（者） タイムケア事業	障がいのある方が、家庭で介護を受けることができません、一時的に介護を必要とする場合に、登録した事業所等で介護を委託することができます。
児童発達支援事業	未就学の障がい児に、日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与をするとともに、集団生活に適應できるよう指導・訓練等を行います。
医療型児童 発達支援	肢体に不自由のある就学前の児童に社会適應に向けた療育を行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障がいのある児童に、放課後や長期休み等の学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図れるよう指導・訓練を行います。
保育所等 訪問支援事業	訪問支援員が保育所等を訪問し、障がいのある児童が、集団生活に適應できるように専門的な支援を行います。

【介護支援】

名称	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいのある方で、常に介護を必要とする人に自宅で、入浴・排せつ・食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気等の場合に、短期間夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
障害者支援施設での 夜間ケア等(施設入所 支援)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【医療支援】

名称	サービス内容
育成医療	18歳未満の児童の障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。
精神通院医療	保険と公費で通院医療費の9割を負担します。

◆補装具の給付

●内 容

身体の機能の補完または代替のための義肢や車いす等の補装具について、購入又は修理の費用を支給します。

●必要もの

- ・身体障害者手帳
- ・印鑑・申請書・見積書
- ・必要に応じ医師の意見書

●対象者

身体障害者手帳をお持ちの方及び難病疾患の方

●支給額

補装具により上限額が異なります。

●お問合せ先 保健福祉課 福祉係 ☎0268-75-2074

◆日常生活用具の給付

●内 容

重度の障がいのある方の日常生活の利便性向上のため、日常生活用具の購入費を支給します。

●必要なもの

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑・申請書・見積書
- ・必要に応じ医師の意見書

●対象者

身体障害手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び難病疾患の方

●支給額

種目により障がい種別や程度、年齢制限等があります。

●お問合せ先 保健福祉課 福祉係 ☎0268-75-2074

9 その他の支援

◆生活福祉資金

●内 容

低所得者や障がいのある方または高齢者に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立を支えとともに在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

【総合支援資金】

名称	資金の内容	対象世帯
生活支援費	生活再建までの生活資金	低所得世帯
住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	低所得世帯
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費を賄うことが困難である費用	低所得世帯

【教育支援資金】

名称	資金の内容	対象世帯
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	低所得世帯
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	低所得世帯

【福祉資金】

名称	資金の内容	対象世帯
福祉費	日常生活を送る上で又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用 ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技術習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持する経費 ・ 住宅の増改築、修理等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 障がい者用自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷または疾病の療養にかかる必要な経費 ・ 福祉サービス等を受けるのに必要な経費等（介護保険料含む） ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費	低所得世帯 障がい者世帯 高齢者世帯
緊急 小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難な場合に貸付ける少額の費用 ・ 医療費・介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき ・ 給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・ 火災被災によって生活費が必要なとき ・ その他、上記と同等のやむを得ない事由のとき	低所得世帯

●お問合せ先 長和町社会福祉協議会 ☎0268-88-3810

◆生活福祉資金（生活助け合い資金）貸付

●内 容

生活に困られた場合の一時的な生活費などに対して、貸付を行うことによって救済及び福祉の増進を図ることを目的としています。連帯保証人が必要となります。

●貸付対象

長和町に居住する成人者で、貸付を受けることにより生活の援助となり償還が可能であると認められる方。

※貸し付けができない要件もあります。

※連帯保証人が必要となります。

●貸付金の額及び償還

貸付金額は 1 件につき 5 万円以内

償還は分割（10 ヶ月）または一括償還

※10 ヶ月以内であれば無利子とする。

●お問合せ先 長和町社会福祉協議会 ☎0268-88-3069

◆造血細胞移植後のワクチン再接種費用補助

●内 容

小児がん等の治療のために造血細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種により獲得した免疫は低下もしくは消失し、感染症にかかりやすくなります。そのため、移植後に定期接種として受けたワクチンの再接種が必要な場合があります。造血細胞移植後にワクチン再接種を受けた場合、その接種費用を補助します

●対象者

小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植を受け、ワクチン再接種が必要と医師が認めた 20 歳未満の方

●対象になる予防接種

定期予防接種に定められているもの

※補助の金額や申請方法については、お問合せください。

●お問合せ先 保健福祉課 健康づくり係 ☎0268-68-3494

◆子育て世帯支援事業補助金（国民健康保険加入者）

●内 容

国保に加入している小学生～高校生にかかる国民健康保険税均等割額の 1 / 2 を、子育て世帯支援事業補助金として支給します。

※未就学児については、国の制度として国民健康保険税の年額から均等割保険税の 1 / 2 が減額されます。

●必要なもの

- ・マイナ保険証又は長和町国民健康保険の資格確認書をお持ちの方は当該資格確認書
- ・振込口座のわかるもの（通帳等）

●その他

対象者となる世帯へ 5 月中に申請書を郵送します。

●お問合せ先 住民生活課 窓口保険係 ☎0268-75-2078

10 急な病気や事故のとき

◆夜間・休日の医療機関情報

●依田窪南部消防署 ☎0268-68-0119

けがや病気で診てくれる病院を教えてください。 ★24 時間対応

※緊急の場合は 119 番へ電話してください。

●長野県小児救急電話相談 ☎#8000

夜間のお子さんの急な病気に困ったとき、看護師等が電話相談に応じます

★午後 7 時から翌朝 8 時まで

※ダイヤル回線・IP 電話の場合 ☎026-235-1818

●夜間当番薬局（上田薬剤師会） ☎0268-21-0660

かかりつけ薬局に電話して連絡がつかない場合に連絡してください。

★午後 7 時から翌朝 7 時まで

◆緊急で受診（上田市内科・小児科初期緊急センター）

明日まで待てない夜間の急な症状のとき、ご利用ください。

・激しい嘔吐や下痢 ・突発的な発熱 ・とまらないせき など

※けが、誤飲は診療できません。

★小児科 ☎0268-21-2233（15 歳以下）

★内 科 ☎0268-21-2280（16 歳以上）

★電話相談時間/午後 7 時～午後 11 時まで

★診療受付時間/午後 8 時～午後 11 時

※事前に電話相談の上、午後 10 時 30 分までに窓口で受付してください。

★持ち物・・・保険証・福祉医療費受給者証・お金

★診療日 下記休診日を除く毎日

※休診日 8 月 14 日～16 日、12 月 30 日～1 月 3 日



長和町保健福祉課 子育て支援係

令和 7 年 4 月 1 日